

Japan Tax Newsletter

平成23年度税制改正大綱の重要項目

— 移転価格税制 —

平成22年12月18日に、平成23年度税制改正大綱が発表されました。本ニュースレターでは、その中から、移転価格税制に関する改正予定事項を記載します。なお、本ニュースレターに記載の事項は上記大綱に基づいて記載しているため、実際の改正とは異なる場合があることにご留意下さい。

【執筆担当：手塚崇史】

* * * * *

1. 移転価格税制の概要

移転価格税制とは、内国法人が国外関連者（親会社、子会社など）と行う取引の対価の額が、独立企業間価格と異なることによりその内国法人の課税所得が減少している場合に、その取引が独立企業間価格で行われたものとみなして内国法人の課税所得を計算するという制度です。

移転価格税制に基づく更正税額は10億円単位となることも少なくなく、企業に対するインパクトは非常に大きなものとなります。

2. 平成23年度改正予定概要とその影響

(1) 独立企業間価格の算定方法の適用順位の見直し

現行の法令では、独立企業間価格を算定する際、いわゆる基本3法（独立価格比準法、再販売価格基準法、原価基準法）が、その他の方法（利益分割法、取引単位営業利益法など）に優先して適用される一すなわち、基本3法が使えない場合に初めてその他の方法を適用できるとされています。

今回の改正では、以上のような基本3法の優先適用を廃止し、独立企業間価格を算定するために最適な方法を事案に応じて選択するという仕組みに改正するとされています。

また、併せて、独立企業間価格の計算方法のうち従前法令上の位置づけが不明確であった利益分割法（残余利益分割法）について、明確化が図られることとなりました。

これらの改正は、我が国ほか先進各国の移転価格税制の指針となっているいわゆるOECD移転価格ガイドラインが2010年7月に大幅改正されたことを受けたもので、平成23年10月1日以降に開始する事業年度について適用されるとされています。

一般的には、基本3法の方が独立企業間価格の計算方法としては精度が高く、その他の方法は低いということが出来ます。そのため、基本3法以外の方法の課税庁による安易な適用がな

されないようにすることが求められます。

(2) 独立企業間価格の幅(レンジ)の取扱いの明確化

従来、課税庁は独立企業間価格は一つの価格に決まるという前提に立っていたようですが、今回の改正で、国外関連取引の価格が一定のレンジ(幅)の中にある場合には、移転価格税制に基づく課税を行わないこと、また、レンジの外にある場合には比較対象取引の平均値に加え、その分布状況等に応じた合理的な値を用いた独立企業間価格の算定もできることを運用において明確化することとされました。なお、国外関連者との取引の価格について、課税庁から確認を得て、それに従っている限りにおいては移転価格税制の適用がなされないという制度(事前確認制度)では、従前よりレンジが認められており、これはそのまま維持されます。

この改正実施後は、移転価格税制が適用されないこととなるセーフハーバーとしての機能を、レンジが有することになると考えられますので、レンジを確定する方法がどのように定められるのが注目されます。四分位法によるレンジ(比較対象取引の利益率等を順に4つに区分し、上位25%と下位25%を除いた上限値及び下限値により構成されるレンジ)等も認められることになるものと考えられるので、事案に応じた適正な平均値を独立企業間価格の計算に用いることができるようになるものと期待されます。

(3) シークレットコンパラブルの運用の明確化

シークレットコンパラブルとは、課税庁が独立企業間価格を算定する際に、類似の取引を行う第三者から質問検査等により入手した比較対象取引についての情報を用いることをいいます。課税庁は守秘義務を負うため、シークレットコンパラブルに基づいて移転価格税制に基づく処分がなされると、比較対象取引の詳細が納税者に開示されず、納税者としては課税処分の適正性について吟味できないという状況となります。

本改正大綱では、納税者の予見可能性の確保という観点から、シークレットコンパラブルが適用される場合の具体例を運用において一層明確にするとともに、シークレットコンパラブルを用いる際は守秘義務に反しない範囲内でその内容を説明するとの運用を徹底するとしています。

これにより、納税者としてはシークレットコンパラブルの適用を回避するために必要な対応をさらに具体的にとることができるようになることが期待されます。また、仮にシークレットコンパラブルが適用されたとしても、納税者が課税処分の適正性のある程度は吟味できるようになることが望まれます。

本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、当事務所の手塚崇史(takashi.tezuka@amt-law.com)までご連絡なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

Tax Newsletter 担当

仲谷栄一郎、藤田耕司、岡本高太郎

〒106-6036 東京都港区六本木1丁目6番1号 泉ガーデンタワー

<http://www.amt-law.com/>

本ニュースレターの配信の停止、送付先変更などをご希望の場合には、大変お手数ですが、tax-newsletter@amt-law.com まで、ご連絡頂けると幸いです。

© Anderson Mori & Tomotsune 2011